

令和5年10月25日

令和5年度第7回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和5年10月25日(水) 午前9時30分  
場 所 美浦村役場 3階 委員会室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項  
議案第1号 美浦村公民館等管理運営規程の一部を改正する規程
- 3 報告事項  
報告第1号 (仮称) 美浦村立統合小学校の名称について
- 4 その他
- 5 閉会

## 議案第1号

美浦村公民館等管理運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和5年10月25日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

美浦村公民館等管理運営規程の一部を改正する規程

美浦村公民館等管理運営規程（平成20年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第13項中「を月ごとに口座振込みで支払うもの」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、別に定めることができる。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

美浦村公民館等管理運営規程新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（公民館定期講座）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2～12（略）</p> <p>13 講師の謝礼は、講師が村内に居住の場合は1回につき7,000円、村外に居住の場合は1回につき8,000円を<u>月ごとに口座振込みで支払うものとする。</u> _____</p>	<p>（公民館定期講座）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2～12（略）</p> <p>13 講師の謝礼は、講師が村内に居住の場合は1回につき7,000円、村外に居住の場合は1回につき8,000円 _____  <u>_____とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、別に定めることができる。</u></p>

報告第1号

(仮称) 美浦村立統合小学校の名称について

上記について別紙のとおり報告する。

令和5年10月25日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

(仮称) 美浦村立統合小学校の名称について

このたび、(仮称) 美浦村立統合小学校の名称につきまして、令和5年9月27日「第5回美浦村立統合小学校準備委員会」において、次のとおり決定しましたので報告いたします。

1. 名称案

「美浦村立美浦小学校」

2. 読み方

「みほそんりつみほしょうがっこう」

3. 決定方法

準備委員会総務部会で選定した「美浦小学校」と「みほ小学校」のどちらが良いか、準備委員会全体会で協議を行い名称につきまして、「美浦小学校」に決定しました。

4. 名称案決定までの経緯

①村民からの公募により名称を募集しました。

(応募数 252案 うち有効応募数 213案)

②第4回統合小学校準備委員会総務部会において2つの名称案を選定しました。

「案1 美浦小学校」、「案2 みほ小学校」

③第5回統合小学校準備委員会全体会において名称案を決定しました。

「美浦小学校」